

0. 挨拶

過分なご紹介に預かり恐縮いたしております。冒頭唐突ではございますが、一点ほどまず訂正をお願い致します。郵送プログラムでのデトロイト暴動という言葉には何の修飾も施されてはおりませんが、お手許のレジюмеにありますように、これにはカギ括弧をつけさせてください。今年、カーナー委員会が設立される契機となったデトロイト暴動からちょうど40年目に当たります。私の論題における「デトロイト暴動」とは、60年代後半の混乱の象徴であり、本報告では、暴動の特定の事例ではデトロイトのケースを紹介しつつ、主には1960年代後半の黒人ラディカルズの運動やイマジネーションを理解することの今日的意義の大きさを論じたいと思います。

1. 「再考」する現在の場（1分）

では再考するにあたって、現在の私たちの立ち位置について簡単に私なりに整理してみたいと思います。都市の黒人が住む空間が67年以後どのような変遷を経たのを時系列に添って考え、最初に思いつきますのが、カーナー委員会報告から20年が経過した年に、William Julius Wilson や Gary Orfield らがまとめた報告、*Quiet Riot* です。

この報告では、当時の状況を資料【1.1】のように極めてペシミスティックなことばで総括しています。それから4年後の1992年、私たちは、ロサンゼルス暴動を目撃し、その翌年に公開された Massey と Denton の *American Apartheid* では、住宅の人種隔離が公民権法制定後むしろより厳しくなっていった事実が指摘されました。

他面で、この頃までに、アメリカのほとんどの都市では黒人が市長に選出されております。ところが、インナー・シティに住む黒人の生命の質が改善されていないという報道を同時に私たちは多く耳にしてきました。現在を無批判に肯定できないことは言を俟たない事実でしょう。

さて、1967年のデトロイト・アーバンリーグの調査報告では、住宅の人種隔離が、黒人のあらゆる階級に、同一の空間での生活を強いている模様を、いささか階級的偏見を滲ませつつ資料【1.2】のように述べています（なお、報告の進行上、スクリーンは報告に合わせて画面を切り替えていきますが、史料はレジюме3頁以後に掲載しておりますので、そちらをご参照ください）。その後、どうやらこの報告の想定は、中流が「より恵まれない階級」と隣々に住まなくなつたという意味では現実になったと思えます。

たとえば、Michael B. Katz らは、「黒人の不平等の本質は根本的に変化した」と指摘し、その新しい本質を、「人種内での差異を拡大させる累積的なプロセス」にあると論じています。もっともわかりやすい例が黒人青年男性の囚人人口と、中上流階層に加わる人びと、そのふたつの急増の併存であり、構造的不平等と階級的流動性がともに存在する、まったく新しい不平等の状態が生まれたと指摘しています。

このような状況のなか、今日では、公民権運動の名目上の目的であった人種統合の理念それ自体が問題に付されるようになってきました。統合を目標にするよりは、隔離の現実を直視したうえで、質の向上を図るのが政策目標としては適切であるという考えです。このような考えの奥底には、「夢」がいつまでも叶わない諦念が存在しているのはまちがいありません。さらに重要なことに、そこにはまた、アフーマティブ・アクション論争のときに保守派が好んで引用するドクター・キングの“to be judged not by the color of our skin but by the content of our character”という名句、その言葉が発せられた史的・社会的・政治的文脈を恣意的に切断した「カラー・ブラインド教条主義」とでもいうべきものも存在しています。しかしながら、人種統合が黒人の運動の唯一無二の目標であったのか、ということ、そこにはいくつか留保しなくてはならないところがあるように思われます。

たとえば、この6月、まさにカラー・ブラインド教条主義の観点から、ルイヴィルとシアトルにおける公立学校の人種隔離撤廃政策に違憲判決がくだされた際に、ドキュメンタリー*Eyes on the Prize*の監修者であるJuan Williamsは、『ニューヨーク・タイムズ』の紙面で資料【1.3】のような、サーグッド・マーシャル判事のことばを紹介しています。これが事実だとすると、人種統合と分離主義とを対義概念として位置づけるのは、明らかに問題があります。

ここで〈黒人による社会政治運動〉を考えていく際に重要なことに、integration や equality が、実際の運動の現場でのスローガンになったことはほとんどないということです。Richard Kingによる研究はこの点に着目した非常にユニークなものですが、公民権運動を鼓舞した理念とはfreedom と justiceであったと言う彼の指摘に、私は、全面的に同意致します。この地点から、この立ち位置から60年代後半を回顧するとそこには何があるのでしょうか、そしてそこからどのような展望がみられるのでしょうか。

II. 近年の研究動向（5分30秒）

そこで、もう少し詳しく近年の研究動向を追ってみることにします。公民権運動の研究は、54年のブラウン判決に始まり68年のキング暗殺で終わる旧来の時代の枠組みを再考し、時代の幅を前と後ろとに長く取る傾向が顕著に表れています。Jaquelyn Dowd Hallは、それを〈長い公民権運動〉と呼び、そのように考えなくてはならない政治的意図をはっきりと述べています。彼女によれば、〈短い公民権運動〉では、たとえばラディカル化したキングの姿が捨象され、それこそ保守主義者が政治的に利用する歴史観であり、カラー・ブラインド教条主義、彼女の言葉では「カラー・ブラインド・レイシズム」の歴史観にほかならないのです。

詳しくは割愛しますが、実際、white primary の *Allwright* 判決、restrictive covenant のクラマー判決、ローズヴェルト大統領の行政命令8802号、これらすべてがブラウン判決に先立っております。

そこで「公民権運動」ということばに代わり、Robert Korstad は、civil rights unionism、Martha Biondi は black popular front、という言葉で表現しています。こうすることで、彼ら彼女らの業績は、一般に流布している「公民権運動物語」の歴史から消し去れた人々の歩み、具体的に言えば、デュボイスの、かつては運動以外の分野でも名声を誇ったポール・ロブソンの、そして時代を下りブラック・パンサー党員たちの活動が懐胎した想像力を蘇らせているのです。私たちが思い出さなくてはならないのは、そもそも 1963 年の「ワシントン大行進」は公民権法案支持のためのパレードとして企画されたのではなく、仕事と自由を要求するデモであったことです。

デトロイト史研究にも、〈長い公民権運動〉を枠組みとする研究が現れております。ここでは二つの代表例をご紹介します。

まずは、第 2 次世界大戦直後から 50 年代にかけての人種関係や経済の変化が、公民権運動の行方を決定していた事実を実証した Thomas Sugrue の研究があげられます。彼の研究は、シカゴを研究した Arnold Hirsch の議論とともに、北部における人種主義の激しさと、一般的には 70 年代に進行していったとされる脱工業化が、ミクロ的には公民権運動が開花するときには既に起きていたことを明らかにした点において重要な意味をもちます。彼らの議論に従えば、いわゆる「ホワイト・バックラッシュ」は、そもそもバックラッシュではなく、“massive resistance in the North”となるのです。

運動の歴史を 68 年を超えて考察しているのが、Heather Ann Thompson の研究になります。Thompson は、暴動が起きた時点ではリベラルな市民と労働組合を中心とする政治勢力は決して都市を見棄ててはいなかったと主張し、さらに重要なことに、実業界と黒人ラディカルズの連合が一時的ではあれ成立していたことを明らかにしています。この報告の後で立ち返りますが、これは〈ブラック・パワー〉の時代の再考を促す恰好の事例であると私は考えています。

実のところ、〈ブラック・パワー運動〉の再考は、公民権運動研究が北部都市を射程に入れるとともに始まり、それにしたがって論考も深まってきました。2003 年から主だったものでこれらの研究者の集まりが催され、このいずれも次の会合の準備段階にあります。**60 年代後半から 70 年代初頭の都市の黒人の運動の研究は続々と著されておりますが、ここでまた二つの研究を紹介します。**

ひとつは Timothy B. Tyson のもの、もうひとつは Peniel Joseph のものです。

Tyson の研究は、ノース・カロライナ州モンローの NAACP 支部長で、50 年代後半にはすでに武装自衛を主張していたロバート・F・ウィリアムスの足跡を丹念に追い、〈ブラック・パワー〉に流れ込んでいく国境を越えた運動の歴史を明らかにしています。Joseph は、Tyson のような主張を汲みつつ、分離主義は、多様な〈ブラック・パワー運動〉のなかのひとつの要素にすぎず、そのほかには、(1)運動の国際化を目指し、第三世界の運動から強く影響を受けた革命

主義的汎アフリカニズム、(2)人種より階級に焦点をあてた黒人のマルクス主義、が大別して含まれ、さらにこの三者は相互に排他的なのではなく、離接的 *disjunctive* な関係にあったと主張しています。

Joseph の研究において〈ブラック・パワー運動〉は完全に破綻したものだとは捉えられていません。ブラック・パワー運動家たちの政策的アジェンダ、たとえば都市政治の改革、政治的説明責任を迫及すること、ローカルなコミュニティを堅牢にすることは、そしてそれらの諸課題をグローバルな課題に連結させることは、今日でも意義があるものであるとされています。彼によれば、〈ブラック・パワー〉の時代の最終章は未だ書かれていないのです。

他面、〈ブラック・パワー〉が、俗に言う「ホワイト・バックラッシュ」を触撥したとは言えないものの、保守化の数ある契機のひとつになったことは確かです。この点で言えば、近年、郊外の白人の住民運動を追うことで今日の保守主義の原点を探る研究が多くみられますが、これらは、白人の運動のネガとしてこの時期の黒人の運動を映しだしているものだと考えることができるでしょう。先の Sugrue や、さらに Lisa McGirr の研究はそのなかの代表例だと言えます。

III. Black Power、その史的位罫（12分30秒）

このような研究の展開を踏まえつつ、次には、ブラック・パワー運動家の実際の言動を改めて追ってみることにします

まず資料【3.1】をご覧ください。これはカーマイケルによる人種統合の意味の解釈です。人種統合を生活向上の手段とする考えは、実はサーグッド・マーシャルのそれを同じだと言えなくもありません。さらに資料【3.2】は、彼が、アメリカ政府の暴力的転覆を企図しているものでもなければ、構造的変革を目標としているものでもないことを示し、保守的な響きさえしています。

ところが一方、ここでひとつ大きな問題が現れています。〈ブラック・パワー〉が、多元主義的アメリカ政治への参加のための団結の叫びだとして、これは、旧来の公民権団体の方針とはやはり異なるということです。その事情は、戻って資料【1.2】にある、人種内の階級的差異を際立たせるアーバン・リーグの主張と比較すればはっきりとわかるでしょう。アーバン・リーグが窮極的にはゲトー、もしくは黒人コミュニティの解体を意図しているとするれば、カーマイケルは、その維持、「隊伍を固める」ことを訴えかけています。では、カラー・コンシャスネスとカラー・ブラインドネスのどちらがリベラルな主張なのかとここで問うと、この問題は容易に解けるものではなくなってきます。むしろ、この問題をリベラル・保守の「リトマス試験」にかけることこそ問題があるのです。

カーマイケルにとって現実的問題は、黒人内部の差異がなくなるといことにありました。

彼が当時議長を務めていた SNCC は北部都市での基盤を欠いていたのです。そして、それは、白人の保守化傾向に激突する方向性をたどって行きました。資料【3.3】は、ブラック・パワー宣言からわずか 4 か月後に『ニューヨーク・タイムズ』紙に掲載された記事です。このような状況がアラバマ州ラウンズ郡での運動の展開の「反動」として起きたという解釈にはやや無理があります。むしろ、住宅をめぐる問題、つまり人びとの「生きられた経験」が運動の支持基盤を掘り崩したと考える方が妥当です。

この事態に直面したカーマイケルは、新たな組織基盤を求めて、ブラック・パンサー党に接近し、同党との提携を目指します。しかしながら、黒人の自決権を何よりも優先する立場をとった彼はパンサー党の指導層と対立することになり、結局はアメリカを離れてギニアに移り住むことになりました。彼がそこで最終的にとった立場が、革命的汎アフリカニズムです。

ではパンサー党の方針とは何であったかですが、これは、黒いジャケットにパンツ、アフロヘアに高く突き上げた拳、といったイメージとは異なり、人種よりも階級を紐帯にした連帯を尊ぶものでした。白人ニューレフトの影響や存在は同党の歴史を通じて常に強く存在していました。【2003 年の第 205 回アメリカ史研究会例会「公民権運動再考」での発言内容の自己批判。パンサー党のリユニオンでそれがわかった→クリック→レインボー・コアリション】

このような黒人青年の立場を“fringe”や“fanatic”と断裁することなく、南部公民権運動との連続性をはっきりと認め、公民権法制定後のまったく異なった時代に移行したのを踏まえて、運動を別の次元に昇華させようとしていたのは、実は、マーティン・ルーサー・キングにほかなりません。そのような彼は、最後の著書 *Where Do We Go From Here* で、資料【3.4】に、〈ブラック・パワー〉を定義するにあたってまず白人の批判から始めるのです。

彼がこのように述べるのにも、彼なりの経験があったからです。1966 年にキングはシカゴで大規模な運動を行います。その運動は黒人同胞の「隊伍を固めて」ゲトーの生活改善を目指すのか、それともゲトーから外に出て行くのを促進する方策、つまり公正住宅 open housing の徹底をめざすのか、で、焦点が定まらず、彼の指導力は発揮されずに終わりました。つまり、彼は、先に指摘したカーマイケルとアーバン・リーグの方針の違い、黒人内部での意見の食い違いを直視せざるを得なかったのです。

このように見えてくると、〈ブラック・パワー運動〉とは、黒人運動内部での世代間・階層間の対話が途絶えたときに広がった空隙で生まれてきた政治的スローガンであると規定できますし、それは運動の指導権争いという負の側面の反映でもあれば、本来ずっと存在していた黒人コミュニティの多様性が表面化したものであるとも解釈できます。絶望的で無謀な叫びとしてのみ規定することはできないのです。ペニール・ジョセフが *poetical symmetry* と言うのはまさに的確な表現でしょう。

IV. デトロイト暴動再考（15分）

デトロイト暴動が起きたのは、黒人の運動がこのような局面に入ったときでした。

では簡単に暴動の経緯を説明しますと、ブラック・ボトムと呼ばれていた旧来の黒人居住区はグラーショ・アヴェニューの拡大工事や州際高速道路の建設によって破壊されます。立ち退きを強いられた黒人たちは郊外に向かうことはもちろんできず、市内の北西部に集住するようになります。**暴動は、12番街とクレアモント街との交差点にあった未認可の酒場の捜査が契機となって始まり、7日間で43人が死亡する当時の暴動のなかでも最悪のものになってしまいます。**

都市計画が生み出した居住区が暴動の中心になり、都市計画立案にあたって黒人市民が影響力を行使できなかったという点において、この暴動はキングの言う「ホワイト・パワーの失政に対する失望」の暴力的表現であったと規定できるでしょう。

白人政治家や実業家は、しかし、この暴動を、既存の黒人指導層への批判と受け取り、その結果、ラディカルズたちが擡頭していくこととなります。都市復興のために実業界が先導する形で結成された New Detroit Committee には、かつてマーカス・ガーヴィが行ったように、キリストが黒人であると説く独特の教義を説いていたアルバート・クラークや、マルコム X の活動に触発されて結成されていた Revolutionary Action Movement と関係の深いものたちが抜擢され、それがバプティスト教会のロイ・アレン牧師や UAW 幹部のホレス・シェフィールドらと対立することになります。ラディカル派は、当時流行していた言説をそのまま反映する団体、Federation of Self-Determination に糾合、穏健派は、Detroit Council of Organizations を結成して対抗します。

ところが、クラークが暴徒化した黒人市民に強く支持されていたかという点、必ずしもそうではありません。このことは、当時司法長官として現地調査を行ったラムゼイ・クラークでさえ、資料【4.1】にあるように熟知していたものです。しかし、キャヴァナフ市長を中心とする白人政治家や New Detroit Committee の実業家にしてみれば、穏健派の声にはこれまでも耳を傾けてきた経緯がある以上、大暴動発生にあたって、彼らの言葉で言うと、「まちがったニグロに相談してきた」と結論づけざるをえなかったのです。

ここで一点、クラークらが語る self-determination には、self-help という概念が含まれていることを指摘しておきたいと思います。デトロイトでは、暴動以前より、財産権を法的根拠とし、住宅販売・賃貸において人種による差別の禁止を禁止する Home Owner's Ordinance が何度も住民投票に付せられ、白人の抵抗はすでに大規模に起きていました。かかる敵対的環境下で唱える自助努力、これはブッカー T 主義的保守主義の変奏形と規定できる一方、それを第三世界の革命に接続したところに、彼らの運動の 60 年代的ハイブリッド性があります。

他面、人種平等会議 CORE の議長フロイド・マッキシックは、「本当の犯罪者とは、ダウンタ

ウンでは1ダース69セントで売っている卵を、89セントで売りつけようとするものたちであり」、それゆえに暴動で多発した商店の襲撃、商品の略奪は理に適った行為である、と、挑撥的な発言を行います。そしてその後、略奪行為の容認はさておき、暴動はゲトーの劣悪な環境が原因であるという見方は、カーナー委員会では主流になっていきました。

ところで、65年ワッツ暴動を調査したマッコーン委員会は、暴動の参加者を「下層階級」riffraffと規定しました。対してカーナー委員会は、中流以上の黒人も参加した抗議行動であるとする見解をとります。これにはマッコーン委員会報告書を激しく批判したロバート・フォーゲルソンの論考がカーナー委員長らから強く支持され、それゆえ強い影響力をもったという事実が明らかになっています。

さらに重要なことに同委員会は、報告書のなかに“Rejection and Protest”と題した章を設けて、ゲトー誕生にあたって人種主義が大きな役割を果たしたとする立場をとりました。人種主義がアメリカ南部の「特異な制度」の産物ではなく、アメリカ社会全体を蝕んでいるという主張、これは思えばマルコム X やブラック・パワー運動家たちが行っていたものです。しかし、ここに来て大統領諮問委員会の公式見解がそれを支持するに至ったのです。

ところが、同委員会報告には大きな限界があり、報告が発表されたその時点において、政策提言に対する批判は広く行われていました。資料【4.2】にありますように、デトロイト暴動の最中に掲載された『ニューヨーク・タイムズ』紙の論説文は、早くも〈貧困との戦争〉とベトナム戦争に対する大統領ならびに連邦議会の姿勢を問題視しています。デトロイト暴動は、アメリカ政治の優先課題の再考を促す契機になったと言っても決して過言ではありません。

他面、ニューアーク、デトロイトと続いた激しい暴動の時期、新聞は「スナイパーによる狙撃」のヒステリアスな報道で溢れ、都市の黒人の一斉蜂起が起きたように感じられた67年の夏には、フーヴァーFBI長官のみならず、ロムニーミシガン州知事、ジョンソン大統領も、暴動が国際共産主義運動の陰謀であるという疑念を広く共有するに至ります。その結果、FBIは、黒人大衆を惹きつけるカリズマ性を備えた「ブラック・メサイア」の出現を防ぐために、非合法的盗聴や、組織内部に工作員を送り込み、内部分裂を促進させる秘密作戦 COINTEPRO を本格的に推進していくこととなります。その結果、SNCC はほぼ組織としての体裁を維持できなくなり、ブラック・パンサー党は、全国組織としての影響力を失って、党の活動をカリフォルニア州オークランドのコミュニティ・コントロールに集中させます。

他方、連邦議会で審議中の新公民権法案には、「州境を越えて暴動を煽動する発言を行うこと」を連邦法での犯罪とする修正条項が付されることになり、それが上院では、82対13の圧倒的支持で可決されるに至ります。Second Reconstruction という言葉が公民権運動の時代に使われていますが、暴力と法が一体となった反動は Second Redemption と呼ぶに相応しいように思います。

ところで、デトロイト暴動の鎮圧に投入された連邦軍の指揮官、ジョン・スロックモートンは、1957年のリトル・ロック危機の際に派遣された連邦軍の指揮官と同一人物です。その後、彼は、ジェイムス・メレディスのミシシッピ大学入学の際の暴動鎮圧でも陣頭指揮を執ることになります。ジョンソン大統領は、これまでの暴動鎮圧の過程において州軍が黒人に対して蛮行をおこなった事実を鑑み、連邦軍が黒人を暴力的に取り扱うシーンがメディアに流れることを危惧します。それで、暴力の鎮圧にいわば「手練れ」だったスロックモートンが選ばれたのです。リトル・ロックのときに連邦軍が対峙したのは白人暴徒でした。それから10年後、今度は銃口は黒人に向けられることになったのです。

V. 結び：ラディカルズの想像力、暴徒の史的意義（23分）

さて、今日のデトロイトで暴動の中心地となった12番街は、〈ローザ・パークス・ブルヴァード〉と命名されています。それを少し見てみましょう。

ところが、当時の市政府が復興の努力をしたこともまた事実です。キャヴァナフ市長は、Mayor's Development Team という組織を結成し、市行政の脱集権化を実施に移します。連邦政府の福祉政策 Community Action Program、CAPと同様に、貧困者自身が政策立案過程への積極的参加が推奨されることになります。これは、奇妙なことに、「ブラック・コミュニティの自決権」「コミュニティ・コントロール」を訴えるラディカルズと非常に強い親和性をもっていました。

しかし、ここで思い出されるのが、アメリカの政治運動がアメリカが依拠する政治的・制度的理想理念を問いかけ正面攻撃を行うのではなく、ローカルな場での支配地域を争う「塹壕戦」になっているとする Ira Katznelson の指摘です。コミュニティ・コントロールが「塹壕戦」に変転してしまったとき、その運動がもつ本来の急進性はなくなってしまうことを意味しました。〈ブラック・パワー〉運動が「塹壕戦」に参戦する、ここで運動は国際性・越境性を失い、ポスト公民権のディレンマに遭遇したのです。

そのこれまで数度使ってきた〈ポスト公民権のディレンマ〉とは何かについてまとめますと、それは近代普遍主義理念では、具体的に言えば、公民権もしくは市民権を賦与するだけでは解決できない諸問題になるでしょう。

Scott Sandage は1963年までの公民権運動が、愛国主義 patriotism が強い環境のなかで展開され、近代的権利概念と整合的であった事実を指摘しています。しかしながら、いったん公民権法が制定された後の課題は、このような権利概念では、解決は不可能でした。大森一輝さんはこのような事情を「桎梏としての「アメリカ」ということばで表現されていらっしゃる。そのお言葉をご紹介します、また素晴らし表現であるがゆえにご拝借したいと存じます。

さてさて、ここで改めて考えてみたいのが、ブラック・パンサー党の想像力です。同党の創

設者、ヒューイ・P・ニュートンが、組織化しようとしたのは、彼のことばでいえば、ルンペンプロレタリアートでした。では、彼がルンペンプロレタリアートということばで指し示そうとしたものたちが具体的には誰だったのかを考えると、それはマルコム X のことばでは Field Negro、マッコーン委員会の報告書では rifferaff、80年代から90年代初頭にかけて人口に膾炙したことばでは underclass、**今日では「ニート」、そしてその言葉がつくった言説になるでしょう。**つまり、もっとも組織化が難しいものたち、それまでの運動がコミュニケーション回路をもっていなかったものたちになります。この点はいま改めて着目する価値があります。ニュートンが Revolutionary Suicide ということばで表現しようとしたのは、実はこの「アメリカという桎梏」「近代の限界」を脱しようとする命がけの試みだったのです。

このような流れから考えると、カーナー委員会の結論は両義的なものである、と私は考えております。それは、下層階級の暴力的行為には何の政治的意図はないのであろうか、と、逆の問題を提起するからです。

これから思い切ってポレミックなことを申し上げます。酒屋からビールを盗みとることそれ自体は略奪行為以外の何ものでもありません。しかし、社会資本を欠くものが直截的政治メッセージを発することは至極稀であり、彼ら彼女らの抵抗は、しばしば怠業、窃盗、放火といった行為を通じて表現されること、そこには「隠されたトランスクリプト」があるというのは、ホブズボウムやガットマンの研究等々、広く歴史学で行われている主張です。

ロビン・D・G・ケリーの一連の業績は、この要素に着目したものであり、バーミングハム闘争の非暴力のデモ隊の横で投石をしている人間、バスの席を譲れと言われたときに床にツバをはいて立ち去る人間を歴史的主体として蘇らせています。社会的逸脱行為とみられるところに政治性を汲み上げること、これは奴隷制研究では頻繁に行われているものです。ケリー自身が引用しているものですが、その代表例が〈長い公民権運動〉を短くしようとする人びとが消し去ろうとした人物、ハーバート・アプセカーの名著、*American Negro Slave Revolts* になるでしょう。Riot ではなく、revolt なのです。

Rifferaff に政治的メッセージ性を認めないこと、ここには貧困層を *deserving poor* と *undeserving poor*、挑撥的に平たく敢えて申し上げますと、「ニート」と「ワーキング・プア」に恣意的に分類する思考が働いていると思うのは私だけでしょうか。ナット・ターナーの行為を義憤とし、60年代の暴動参加者を犯罪者扱いすること、そこに歴史学の「二枚舌」が現れてはいないでしょうか。

60年代の暴動は、たとえそれが中層以上の人間の参加がなかったとしても、やはり抵抗・抗議だったのです。そして、そう主張したのが、ニュートンを始めとする黒人ラディカルズたちの想像力だったと思われます。

ここにこそ、60年代後半の暴動、もしくは暴力を解釈する際の今日的課題が浮かび上がって

くるように思われます。私たちに必要なのは、「市民権」の定義を拡大していくことであり、60年代後半の黒人ラディカルズたちはまさにそれを先駆的に実行していたのでした。そこで、ラディカルズたちに強大な影響を与えたマルコム X、彼が、デトロイト、アルバート・クラークの前で行った演説の一部を引用することでこの報告を終えたいと思います。

We need to expand the civil-rights struggle to a higher level -- to the level of human rights. Whenever you are in a civil rights struggle, whether you know it or not, you are confining yourself to the jurisdiction of Uncle Sam. No one from the outside world can speak out in your behalf as long as your struggle is a civil rights struggle. Civil rights comes within the domestic affairs of this country. All of our African brothers and our Asian brothers and our Latin-American brothers cannot open their mouths and interfere in the domestic affairs of the United States. And as long as it's civil rights, this comes under the jurisdiction of Uncle Sam.